

5. カリフォルニア州におけるチチュウカイミバエの発見と検疫規制地域の拡大に伴う追加措置

緊急連絡

平成 19 年 12 月 21 日

会員各位

日青協本部事務局

米国カリフォルニア州におけるチチュウカイミバエの発見について
(検疫規制地域の拡大の伴う追加措置)

このことについて、別添のとおり農林水産省植物防疫課長から通知がありましたので、取り急ぎお知らせします。

なお、今回の措置はロスアンゼルス郡のチチュウカイミバエの検疫規制地域が拡大したことから、ロスアンゼルス港の全てのターミナル及びロングビーチ港の一部のターミナルが規制を受けることとなったことに伴う措置でありますので念のため申し添えます。



19消安第11735号
平成19年12月21日

社団法人 日本青果物輸入安全推進協会
会長 勇崎宏一 殿

農林水産省消費・安全局
植物防疫課長 別所智博

米国カリフォルニア州におけるチチュウカイミバエの発見について

このことについて、別添のとおり、各植物防疫（事務）所長あて通知しましたので、お知らせします。



19消安第11735号
平成19年12月21日

横浜植物防疫所長 殿
(各植物防疫(事務)所 あり 同一)

消費・安全局植物防疫課長

米国カリフォルニア州におけるチチュウカイミバエの発見について

今般、米国側からカリフォルニア州の一部地域においてチチュウカイミバエが発見されたことに伴い検疫規制地域が拡大され、ロサンゼルス港及びロングビーチ港の一部が検疫規制地域に含まれたとの情報がありました。

このことから、別添1及び2のとおり、当方から米国及びメキシコあて、ロサンゼルス港及びロングビーチ港の検疫規制地域を経由するチチュウカイミバエの寄主生果実に汚染防止措置を講ずることを要請したので、お知らせします。

各輸入港においては、ロサンゼルス港及びロングビーチ港を経由して仕出しされるチチュウカイミバエの寄主生果実の輸入検査について、下記により対応するよう願います。

なお、関係団体には、別添3のとおり通知済みであることを申し添えます。

記

1. 米国産寄主生果実への対応

2007年12月22日以降に発給された植物検疫証明書が添付されたチチュウカイミバエの寄主生果実については、以下のとおり対応する。

- (1) ロサンゼルス港又はロングビーチ港の検疫規制地域(注1及び2)を経由したチチュウカイミバエの寄主生果実の輸入検査申請がなされた際は、植物検疫証明書の「Declared Means of Conveyance」の欄に「sealed and screened container」等の記載が行われたこと及び日本に到着するまでコンテナの封印が保持されていることを確認すること。

(2) (1) の確認の結果、汚染防止措置が講じられていることを確認した場合には、輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）別表第1に基づく検査抽出量を検査すること。

(3) (1) の確認の結果、植物検疫証明書の「Declared Means of Conveyance」の欄に「sealed and screened container」等の記載が行われていない場合又は日本に到着するまでコンテナの封印が保持されていない場合には、植物防疫法第6条第1項に違反したものと判断すること（この場合、信頼性のある植物検疫証明書が添付されていない又は植物検疫証明書に証明されていない植物であるとして、廃棄（返送）を命じることとする）。

2. メキシコ産等米国内を經由して日本に輸出される寄主生果実

2008年1月1日以降に、ロサンゼルス港及びロングビーチ港の検疫規制地域を經由して輸出されるチチュウカイミバエの寄主生果実については、以下のとおり対応する。

(1) ロサンゼルス港又はロングビーチ港の検疫規制地域を經由したチチュウカイミバエの寄主生果実の輸入検査申請がなされた際は、日本に到着するまでチチュウカイミバエの汚染防止措置が保持されていることを確認すること。

(2) (1) の確認の結果、チチュウカイミバエの汚染防止措置が保持されていることを確認した場合には、輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）別表第1に基づく検査抽出量を検査すること。

なお、米国植物防疫機関の発行する植物検疫証明書が添付されていた場合には、「1. 米国産寄主生果実への対応」と同様に扱うこと。

(3) (1) の確認の結果、日本に到着するまでコンテナの封印が保持されていない場合には、植物防疫課あて事例を報告の上、廃棄（返送）等の検疫措置を講ずること。

(注1) ロサンゼルス港で検疫規制地域内のターミナル又は検疫規制地域を通過する必要のあるターミナル：ロサンゼルス港の全てのターミナル

(注2) ロングビーチ港で検疫規制地域内にあるターミナル

ターミナル名：TTI (Hanjin Shipping Co.)

船会社名：Hanjin, COSCO, "K" Line, Yang Ming Line, China Shipping,
ZIM, Wan Hai Lines

ターミナル名：SSA Terminal

船会社名：MSC, CMA CGM, Hapag-Lloyd, Zim, ANZDL



19消安第11735号
平成19年12月21日

米国農務省動植物衛生検疫局植物防疫検疫課

次席局長補 クレイグ T. フェドチョック 殿

在日米国大使館農務部

首席動植物検疫担当官 Dr.アンヘル B. シエロ 氏経由

農林水産省消費・安全局
植物防疫課長 別所智博

米国カリフォルニア州におけるチチュウカイミバエの発見について

貴国におけるチチュウカイミバエの発見については、2007（平成19）年12月5日付け当方からの書簡において、検疫規制地域に含まれるロサンゼルス港の一部を経由して我が国に輸出されるチチュウカイミバエの寄主生果実に対し、汚染防止措置を講じるよう要請したところです。

今般、12月20日付け貴書簡でチチュウカイミバエの検疫規制地域が拡大し、ロサンゼルス港及びロングビーチ港の一部地域が検疫規制地域に含まれたとの情報提供があったところです。

については、ロサンゼルス港又はロングビーチ港の検疫規制地域（注1及び2）を経由して我が国向けに輸出される全てのチチュウカイミバエの寄主生果実の荷口については、貴国の提案のとおり以下の条件を付して輸出するようお願いします。

1. 米国産寄主生果実への対応

- (1) 輸出は密閉型コンテナを使用すること。
- (2) 荷口はチチュウカイミバエの検疫規制地域以外の地域で密閉型コンテナに積み込まれ、封印が行われること。
- (3) チチュウカイミバエの検疫規制地域内で密閉型コンテナの開扉や積荷の開封、積み卸しを行わないこと。

(4) 前3項の汚染防止措置が講じられたものについては、植物検疫証明書の「Declared Means of Conveyance」の欄に「sealed and screened container」等の記載を行うこと。

なお、ロサンゼルス港又はロングビーチ港の検疫規制地域を經由して輸出されるチチュウカイミバエの寄主生果実について、植物検疫証明書に上記(4)の示された記載が無かった場合又は日本到着時にコンテナの封印が保持されていなかった場合には、廃棄(返送)を命ずることとします。当該対応は12月22日以降に発給された植物検疫証明書が添付されたチチュウカイミバエの寄主生果実に対して実施します。

2. 米国内を經由して日本に輸出されるメキシコ産等寄主生果実への対応

ロサンゼルス港及びロングビーチ港の検疫規制地域を經由して日本へ輸出されるチチュウカイミバエの寄主となる全ての荷口について汚染防止措置を貴国に求めることについては、当方からメキシコ側に情報提供を行うとともに、汚染防止措置を講じるよう要請しているところです。メキシコ産マンゴウやカボチャの等の寄主生果実についても、貴国産の荷口と同様に、検疫規制地域で積み替えたり汚染防止措置を講じないで經由することがないように注意願います。

なお、貴国産以外の植物であっても、貴国内でコンテナの積替え等を行う場合には病虫害による寄生又は汚染の可能性があることから、国際植物防疫条約の植物検疫措置に関する国際基準(I S P M) No.12の3.3の規定^(※)に基づき、貴国産植物と同じく、貴国の植物検疫証明書を発給するよう要請いたします。

(注1) ロサンゼルス港で検疫規制地域内のターミナル又は検疫規制地域を通過する必要があるターミナル：ロサンゼルス港の全てのターミナル

(注2) ロングビーチ港で検疫規制地域内にあるターミナル

ターミナル名：TTI (Hanjin Shipping Co.)

船会社名：Hanjin, COSCO, "K" Line, Yang Ming Line, China Shipping, ZIM, Wan Hai Lines

ターミナル名：SSA Terminal

船会社名：MSC, CMA CGM, Hapag-Lloyd, Zim, ANZDL

(※) 国際植物防疫条約の植物検疫措置に関する国際基準(I S P M) No.12の3.3の規定

「If a consignment is not imported, but is in transit through a country without being exposed to infestation or contamination by pests, the NPPO does not need to issue either a phytosanitary certificate or a phytosanitary certificate for re-export. If however, the consignment is exposed to infestation or contamination by pests, the NPPO should issue a phytosanitary certificate.」



19消安第11735号
平成19年12月21日

在日メキシコ大使館
公使 フリアン・ジャグノ・グルサ 殿

農林水産省消費・安全局
植物防疫課長 別所智博

米国カリフォルニア州におけるチチュウカイミバエの発見について

我が国の植物検疫の適正な実施に御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。

このことについては、2007（平成19）年10月、米国側から、カリフォルニア州においてチチュウカイミバエの発見があったとの情報提供があったことから、米国側に対し、チチュウカイミバエの発生状況に関する詳細な情報を要請しつつ、事態の推移を注視していたところです。

今般、ロサンゼルス港及びロングビーチ港が検疫規制地域に含まれたことから、両港の検疫規制地域を経由する我が国向けチチュウカイミバエの寄主生果実について、汚染防止措置を講じて輸出するよう求めたところです。

つきましては、この事態に鑑み、貴国から発送され、ロサンゼルス港及びロングビーチ港の検疫規制地域（注1及び2）を経由して日本へ輸出されるチチュウカイミバエの寄主生果実については、可及的速やかに下記のいずれかの汚染防止措置を講じた上で輸出されますようお願いいたします。

なお、2008年1月1日以降にロサンゼルス港及びロングビーチ港の検疫規制地域を経由したチチュウカイミバエの寄主生果実については、下記の汚染防止措置が講じられていることが確認できなかった場合には、チチュウカイミバエの汚染が疑われることから、廃棄（返送）を命ずることとなります。

記

1. 密閉型コンテナを使用し、メキシコ内で封印を行うこと。

2. 非密閉型コンテナを使用する場合は、開口部を網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）で覆うなど汚染防止措置を講ずること。

（注1）ロサンゼルス港で検疫規制地域内のターミナル又は検疫規制地域を通過する必要のあるターミナル：ロサンゼルス港の全てのターミナル

（注2）ロングビーチ港で検疫規制地域内にあるターミナル

ターミナル名：TTI (Hanjin Shipping Co.)

船会社名：Hanjin, COSCO, "K" Line, Yang Ming Line, China Shipping,
ZIM, Wan Hai Lines

ターミナル名：SSA Terminal

船会社名：MSC, CMA CGM, Hapag-Lloyd, Zim, ANZDL